

【 一般定期健康診断 】

■ 雇入時の健康診断(労働安全衛生規則第 43 条)

労働者を雇入れる際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。
健康診断の省略は出来ません。

検査項目

- (1) 既往歴・業務歴、及び服薬歴・喫煙歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- (5) 血圧の検査
- (6) 貧血検査（赤血球、血色素量）
- (7) 肝機能検査（GOT, GPT、 γ -GTP）
- (8) 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド）
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- (11) 心電図検査（安静時心電図検査）

- 聴力検査：1000Hz・4000Hz の純音を用いるオーディオメーターによる検査。
- 心電図検査：安静時標準 12 誘導心電図を記録します。

- 健康診断項目の省略
 - 雇入れ前 3 か月以内に健康診断を受け、診断結果の証明書を提出すれば、当該健診項目に相当する項目について雇入れ時の健康診断は省略できます。
- 記録保存：5 年（医師の意見も記入）
- 労働基準監督署への報告義務：なし